指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護 「夕陽の丘」 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定小規模多機能型居宅介護 サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたし ます。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社オレンジロード
代表者氏名	代表取締役 加藤 勇
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	島根県松江市学園 2 丁目 25 番 8 号 (総務部 0852-25-8005)
法人設立年月日	平成 17 年 9 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	夕陽の丘
介護保険指定事業所番号	3290100332
事業所所在地	島根県松江市上乃木三丁目 4 番 58 号

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社オレンジロードが設置する夕陽の丘において実施する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。
運営の方針	指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 事業所の職員体制

管理者 間久保 由加子

職	職務内容	人員数
管 理 者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。2 法令等において規定されている(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤1名
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関 等との連絡・調整を行います。	1名以上
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	看護職員 1名 以上 介護職員 通い3:1名 訪問・泊り1 名以上

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営 業 日	365 日
通いサービス提供時間	基本時間 9:00~16:00 まで
宿泊サービス提供時間	基本時間 16:00~9:00 まで
訪問サービス提供時間	24 時間
通常の事業の実施地域	松江市

(5) 登録定員及び利用定員

登録定員	29 名
通いサービス利用定員	15 名
宿泊サービス利用定員	6名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

	-ビス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 小規模多機 能型居宅介護計画の作成		 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
;	相談・援助等	1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサ	介護サービス	 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の 介助を行います。 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行い ます。 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
サービス及	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
び 宿 泊	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 生活動作を通じた訓練を行います。2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌 唱、体操などを通じた訓練を行います。
ス に 関	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
サービスに関する内容	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

訪問サービス		1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。
	身体の介護	2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
スに関する内容	生活介助	 1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行 為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

≪小規模多機能型居宅介護費≫

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位 利用料	利用者負担額			
			<u>ተሀ/ገንቶች</u>	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	10, 458	104, 580 円	10, 458 円	20, 916 円	31, 374 円
同一	要介護 2	15, 370	153, 700 円	15, 370 円	30, 740 円	46, 110 円
建物	要介護3	22, 359	223, 590 円	22, 359 円	44, 718 円	67, 077 円
建物以外	要介護 4	24, 677	246, 770 円	24, 677 円	49, 354 円	74, 031 円
<i>ያ</i> ኑ	要介護 5	27, 209	272, 090 円	27, 209 円	54, 418 円	81, 627 円

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位 利用料	刊田业	利用者負担額		
			ተባ <i>ተ</i> ተ	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	9, 423	94, 230 円	9, 423 円	18, 846 円	28, 269 円
同	要介護2	13, 849	138, 490 円	13, 849 円	27, 698 円	41, 547 円
建	要介護3	20, 144	201, 440 円	20, 144 円	40, 288 円	60, 432 円
建 物	要介護4	22, 233	222, 330 円	22, 233 円	44, 466 円	66, 699 円
	要介護5	24, 516	245, 160 円	24, 516 円	49, 032 円	73, 548 円

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位 利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
	要介護 1	572	5, 720 円	572 円	1, 144 円	1, 716 円
短	要介護 2	640	6, 400 円	640 円	1, 280 円	1, 920 円
短 期 利 用	要介護3	709	7, 090 円	709 円	1, 418 円	2, 127 円
用用	要介護 4	777	7, 770 円	777 円	1, 554 円	2, 331 円
	要介護 5	843	8, 430 円	843 円	1, 686 円	2, 529 円

≪介護予防小規模多機能型居宅介護費≫

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位 利用料		利用者負担額		
		基本单位	ተባ <i>ተ</i> ገቶች	1割負担	2割負担	3割負担
同	要支援1	3, 450	34, 500 円	3, 450 円	6, 900 円	10, 350 円
以 建 外 物	要支援2	6, 972	69, 720 円	6, 972 円	13, 944 円	20, 916 円

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
同一	要支援 1	3, 109	31, 090 円	3, 109 円	6, 218 円	9, 327 円	
建 物	要支援2	6, 281	62, 810 円	6, 281 円	12, 562 円	18, 843 円	

サービス提供時間事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
短期	要支援 1	424	4, 240 円	424 円	848 円	1, 272 円
短 期 利 用	要支援2	531	5, 310 円	531 円	1, 062 円	1, 593 円

- ※ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した 日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 小規模多機能型居宅介護費(同一建物・同一建物以外)について、指定小規模多機能型居宅 介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供

回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100 に相当する単位数を算定します。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加笛	基本単位	利用料	利用者負担額			第中日粉集
加算			1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
初期加算	30	300 円	30 円	60 円	90 円	1日につき
認知症行動·心理症状緊急対 応加算	200	2,000 円	200 円	400 円	600円	1日につき(7日以内) (短期利用の場合のみ)
認知症加算(Ⅲ)★	760	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円	1月につき
認知症加算(IV)★	460	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	1月につき
若年性認知症利用者受入加 算	800	8,000 円	800円	1,600 円	2,400 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加 算(I)	1,200	12,000 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	1月につき
総合マネジメント体制強化加 算(II)	800	8,000 円	800円	1,600 円	2,400 円	1月につき
サービス提供体制強化加算 (皿)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	1月につき (小規模多機能型居宅 介護費を算定の場合)
サービス提供体制強化加算 (皿)	12	120円	12 円	24 円	36 円	1日につき (短期利用居宅介護費 を算定の場合)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位 数の 146/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

- ※ ★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はできません。
- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者にサービスを提供した場合、7日間を限度として算定します。
- ※ 認知症加算(Ⅲ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから 介護を必要とする利用者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。 認知症加算(Ⅳ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に 対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算は、利用者の状況の変化に応じ多職種協働で(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当 事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合、また 必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居 宅サービス計画を作成していること、地域住民との連携や世代間交流の拠点となってい ること、地域資源を効果的に活用した支援を行っている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け 出た事業所が、利用者に対して(介護予防)小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定し ます。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等 の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限 度基準額の対象外となります。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

①食事の提供に 要する費用	朝食 458円/回 昼食 663円/回	
	夕食 570円/回	
	刻み・一口など大きさ加工 52 円増、ミキサー加工 102 円増	
②宿泊に要する費用	5,000円/回	
③おむつ代	実費	
④その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担する	
	ことが適用と認められるもの。	
	・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの	
	・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの	

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の請求方法等

- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の 費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額 により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月25日までに利用者あてにお届け(郵送)します。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染書の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、

指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

	医療機関名 いんべ杉谷内科小児科醫院
	所 在 地 島根県松江市東忌部町
【協力医療機関】	電話番号 0852-33-2800
	ファックス番号 0852-33-2880
	受付時間 8:30~12:00、15:00~18:30
	診療科 内科

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 島根県松江市末次町 86 番地
松江市 健康福祉部 介護保険課	電話番号 0852-55-5689

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

	保険会社名	日新火災海上保険株式会社
損害賠償 責任保険	保 険 名	ビジサポ(統合賠償責任保険)
英正体队	補償の概要	施設・業務遂行中の事故

	保険会社名	AIG 損害保険株式会社
自動車保険	保 険 名	一般用総合自動車保険(AAI)
	補償の概要	対人賠償、対物賠償、人身傷害ほか

9 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(施設支援事業部・古谷 悠)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回)

10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ァ 提供した指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相 談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のと おり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 〇相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
 - ○利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる
 - ○当該苦情の内容等を記録する
 - ○苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う
 - 〇市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、 それに従って必要な改善を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地電話番号 ファックス番号 受付時間	島根県松江市上乃木三丁目 4 番 58 号 0852-60-0305 0852-25-8455 9:00~18:00
【市町村(保険者)の窓口】 松江市 健康福祉部 介護保険課	所 在 地電話番号	島根県松江市末次町 86 番地 0852-55-5689
【公的団体の窓口】 島根県国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号	島根県松江市学園一丁目 7 番 14 号 0852-21-2811

11 サービスの第三者評価の実施状況について

12 秘密の保持と個人情報の保護について

	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報につい
	て「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働
① 利用者及びその家族に関する秘	省が策定した「医療・介護関係事業者における個
密の保持について	人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵
	守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」

	という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者のの語を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めによるものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めにてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者・間久保 由加子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を

説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、 5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型 居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図る ための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じま す。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域と の交流に努めます。
- (2) 指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、 地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、こ の項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね2月に1回以上運営推 進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、 運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表しま す。

18 サービス提供の記録

- (1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年 月	日	
-----------------	----	-----	---	--

上記内容について、「指定地域密着型サービスに係る各市町村の条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

470 7		
	所 在 地	島根県松江市学園 2 丁目 25 番 8 号
事	法 人 名	株式会社オレンジロード
業	代 表 者 名	代表取締役 加藤 勇
者	事 業 所 名	夕陽の丘
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所	
	氏	名	

代理人	住	所	
	氏	名	